

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、当たる翌日)

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

鳥 取 産 院
鳥取市吉方温泉一丁目六五三

昭和五十六年八月二十四日

庄 司 医 院 分 院
鳥取市湖山町北一丁目五四七

昭和五十六年八月十八日

増 栄 内 科 医 院
米子市旗ヶ崎二区四二九

昭和五十六年八月十七日

潮 医 院
西伯郡会見町天万六三八

昭和五十六年八月十六日

熊 谷 歯 科 医 院
鳥取市南吉方一丁目一八

昭和五十六年八月十六日

伊 藤 歯 科 医 院
米子市旗ヶ崎七六八一五

昭和五十六年八月二十一日

岸 田 歯 科 医 院
倉吉市東町三五一一二

"

百 村 歯 科 医 院
八頭郡若桜町大字若桜二九九

昭和五十六年八月十五日

告 示

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
- 保険医等の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 解除予定の保安林
- 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
- 都市計画の変更に係る図書の写しの送付 (二件)
- 都市計画事業の認可 (二件)

鳥取県告示第七百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

立岩薬局	有限会社五臓円 橋葉局 吉田一陽堂若桜	鳥取市二階町二丁目二〇七	鳥取市吉方温泉一丁目一二一
		昭和五十六年八月十八日	昭和五十六年八月十五日

昭和56年9月1日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5286号 2

局有限公司 加藤繁	鳥取市弥生町二〇一	都田 芳郎	鳥薬第四六六号
山本 薬局	鳥取市行徳は四二五	"	"
山田 薬局	倉吉市福庭三六〇一一	昭和五十六年八月十五日	
法橋 薬局	米子市明治町六三	"	
星野歯科医院	鳥取市青葉町二一一六七	昭和五十六年九月一日	
都田 薬局	米子市道笑町三丁目八八	昭和五十六年八月十五日	

鳥取県告示第七百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年九月一日

氏 名	登録の記号及び番号
三宅 三喜男	鳥医第二、六六五号
	昭和五十六年八月十日

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

昭和五十六年七月三十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（一部地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

昭和五十六年九月二日から二十日間

溝口町役場

3 昭和56年9月1日 火曜日

鳥取県公報

第5286号

鳥取県告示第七百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
境港市新屋町字五郎作灘三一〇四の二

- 二 保安林として指定された目的

- 潮害の防備

- 三 解除の理由
-
- 公共施設用地とするため

鳥取県告示第七百九十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	所在場所		市郡名 市町村名 大字名 字名	同一の単位とされる保安林の (ヘクタール)	皆伐面積の限度 単位区域名
	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	八頭			
千害防備保安林					
鳥取県立砂流出防備保安林					
氣高鳥取岩美八頭気高鳥取	用船用佐智八若全河原 福國岩郡河家河原 高部府美家原郡瀬岡治瀬岡頭東樓	赤水殿	一・一・八一〇・一〇九・八八	二・二三七・八四	八頭地区
波口平池平明美谷東ノ内下			一二・三〇〇・四〇〇・三八		
一〇〇・九二一・六〇	赤平池平明見谷東ノ内下				
七三・九四〇・三〇五・三八	鳥取地区				
氣高鳥取福國岩郡河 高取部府美家原					

土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	水源かん養保安林	干害防備保安林
西伯 日野	西伯 米子	東伯 倉吉	東伯 倉吉	岩美
大中府溝口・山	東大東	東閔東	鹿野	青鹿
山江	伯栄郷	伯朝郷	水谷	長野
	杉金楓大宮	栗志東倉	高倉	長青
	地屋下谷内原尾	津伯金朝吉	路谷	鹿谷

六〇六七	○一五・一四	○一三〇八	○一七六	一八・三五	二九・一四	一〇・五一	一〇・一五	六八・五二
大中	米子地区	杉金楓大宮	栗志東倉	高倉	倉吉地区	水谷	長青	鹿谷
山山	地屋下谷内原尾	伯金朝吉	津伯金朝吉	路谷	谷野	谷野	谷野	谷野

鳥取県告示第七百九十八号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
	水源かん養保安林
	土砂流出防備保安
	干害防備保安林
	水源かん養保安林
	干害防備保安林
日野	日野
日野	西
南野	大江溝
日	岸会
伯	西
山	府口
府	本見
伐	赤字か宮
株	内ほ
大	法勝寺
谷	田松
奥	孝門
	か二靈山ほ
	野
一〇九二・三五	一〇・一〇
一六・二五	〇・三五
二・七八	二・二〇
	一〇・〇六
	一〇・一〇
	一〇・二〇
	一〇・一〇
	一〇・一〇
	一〇・一〇
	一〇・一〇
日野	江内・坊
日	門領宮
野	孝靈山
南	門
野	寺
野	山
野	坊
野	府
野	見
野	子
野	伯
野	本
野	見
野	岸会
野	西
野	溝内・坊
野	孝靈山
野	門
野	寺
野	見

昭和五十六年九月一日

鳥取県告示第七百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 二一五一十二富安大路線
- 三 事業施行期間
昭和五十六年九月一日から昭和五十九年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市南吉方二丁目、興南町及び吉成地内
- 2 使用の部分 なし

- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取市

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取都市計画道路事業 二一五一十四安長古海線

- 三 事業施行期間
昭和五十六年九月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市徳吉及び古海地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三